

第10章 被害救済等

第1節 公害健康被害補償制度

1 制度の概要と府下の状況

大気汚染の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に制定された公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）により、これまで汚染原因者の負担によりその被害者に対し、医療給付・障害補償等が行われるとともに、被害者の福祉に必要な事業が実施されてきたところである。

府域では、従来から大阪市全域とその周辺地域（豊中市南部地域、堺市西部地域、吹田市南部地域、守口市全域、東大阪市中西部地域及び八尾市中西部地域）が指定地域となっていたが、昭和63年3月以降は、法律改正により新たな患者の認定は行われず、既に認定を受けた患者の補償、認定の更新などが行われている。

なお、旧指定地域における本制度の対象者は、各市長により認定されており、その認定状況は表2-10-1のとおりである。

表2-10-1 公害健康被害者認定状況

(1) 指定地域別認定状況

（平成4年3月31日現在）

地 域	認定患者数	左のうち取消数			現存認定患者数
		治 癒 等	死 亡	転 出	
大 阪 市 全 域	39,179人	13,379人	8,281人	632人	16,887人
豊 中 市 南 部	1,172	416	207	44	505
堺 市 西 部	6,398	978	1,507	92	3,821
吹 田 市 南 部	756	139	153	34	430
守 口 市 全 域	5,307	1,964	622	174	2,547
東 大 阪 市 中 西 部	5,210	988	884	152	3,186
八 尾 市 中 西 部	2,670	490	497	97	1,586
計	60,692	18,354	12,151	1,225	28,962

(2) 各年度末現存認定患者数の推移

年 度	昭 6 2	6 3	平 元	2	3
各年度末現存認定患者数（人）	33,629	34,103	32,258	30,620	28,962

2 健康被害予防事業の実施

大気汚染の影響による健康被害を防止するため、昭和63年度から、健康被害予防事業を実施している。

平成3年度は、健康被害予防事業のうち、環境改善事業について、府立高校1校で大気浄化植樹事業を実施した。

3 公害病認定患者死亡見舞金の支給

府では、昭和48年4月に大阪府公害病認定患者死亡見舞金支給要綱を制定し、公害健康被害補償制度による認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表するため見舞金（5万円）を支給することとしており、平成3年度は482名の死亡者の遺族に対し、総額2,410万円を支給した。

4 公害医療研修事業に対する助成

公害医療に対する認識と理解を深め、公害健康被害補償制度の適正な運営に寄与することを目的として、公害医療に関する研修事業を実施している社団法人大阪府医師会に対し、150万円の助成を行った。

第 2 節 公害等の苦情及び紛争の処理

第 1 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が平成 3 年度に取り扱った公害苦情取扱総件数は5,741件であり、このうち新規に直接受理した件数は4,455件となっている(表 2-10-2)。

表 2-10-2 公害苦情取扱件数

(単位 件)

区分 年度	合 計	苦 情 の 受 理 件 数					前年度 からの 繰越件数
		新規直接受理	他 機 関 からの 移 送				
			計	市町村・他府県	警 察	国の機関	
平 3	5,741	4,455	65	59	4	2	1,221
平 2	6,070	4,639	79	62	16	1	1,352

1 苦情の発生状況

(1) 公害の種類別苦情件数

平成 3 年度に新規に直接受理した苦情を公害の種類別にみると、典型 7 公害に関する苦情が3,789件で全体の85.1%を占めており、このうち騒音に関するものが1,678件で最も多く、全体の37.6%を占め、次いで大気汚染921件(20.7%)、悪臭662件(14.9%)、水質汚濁338件(7.6%)、振動188件(4.2%)となっている(図 2-10-1、表 2-10-3)。

図 2-10-1 公害の種類別苦情件数の推移

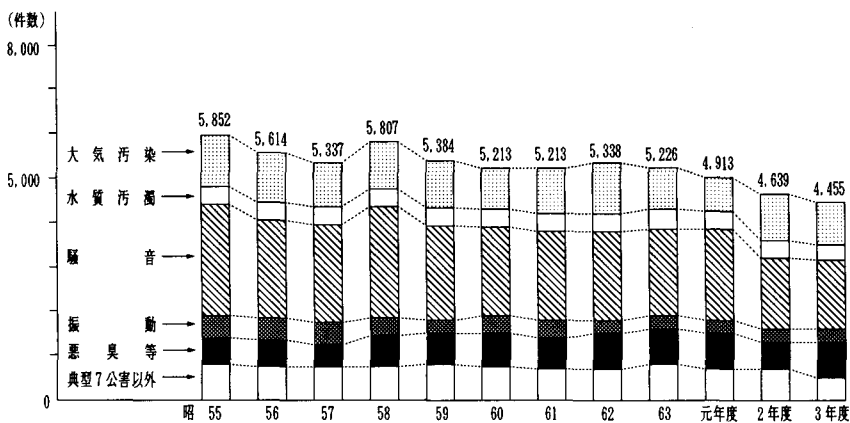


表 2-10-3 公害の種類別苦情件数

公害の種類	年度	平 3		平 2	
	件 数	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
典型 7 公害	大 気 汚 染	921	20.7 %	928	20.0 %
	水 質 汚 濁	338	7.6	331	7.1
	土 壌 汚 染	2	0.1	6	0.1
	騒 音	1,678	37.6	1,808	39.0
	振 動	188	4.2	253	5.5
	地 盤 沈 下	0	—	0	—
	悪 臭	662	14.9	692	14.9
	計	3,789	85.1	4,018	86.6
典型 7 公害 以外のもの	日 照 阻 害	0	—	1	0.1
	電 波 障 害	24	0.5	34	0.7
	廃 棄 物	127	2.8	112	2.4
	そ の 他	515	11.6	474	10.2
	計	666	14.9	621	13.4
合 計		4,455	100.0	4,639	100.0

(注) 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては、「典型7公害」欄に計上した(以下、表2-10-8についても同じ)。

(2) 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外のもの」とでは、「生産工場以外のもの」が上回り、「生産工場」のうちでは鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業が470件で最も多く、全体の12.4%を占め、次いで繊維・衣服製造業107件(2.8%)、機械・器具製造業106件(2.8%)、食料品92件(2.4%)となっている。

また、「生産工場以外のもの」では、土木・建築工事が681件で最も多く、全体の18.0%を占め、次いで商店・飲食店413件(10.9%)、一般家庭193件(5.1%)となっている(表2-10-4)。

表 2-10-4 発生源の業種別苦情件数

発生源の業種		年度		平 3						平 2		
		公害の種類		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
生産工場	食 料 品	10	12		37	1		32	92	2.4%	103	2.6%
	織 維 ・ 衣 服	25	19		39	7		17	107	2.8	114	2.8
	木 材 ・ 家 具 ・ 木 製 品	49	1		22	1		11	84	2.2	79	2.0
	パ ル プ ・ 紙 製 品	11	5		8	2		2	28	0.7	12	0.3
	石 油 ・ 化 学 製 品	26	9		15			37	87	2.3	106	2.6
	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	6	1		7	2		6	22	0.6	22	0.5
	窯 業 ・ 土 石 製 品	22	7		11	1		7	48	1.3	46	1.1
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 金 属 製 品	108	26		233	44		59	470	12.4	461	11.6
	機 械 ・ 器 具	21	9		49	4		23	106	2.8	117	2.9
	そ の 他	32	10	1	85	10		45	183	4.8	214	5.3
計	310	99	1	506	72	0	239	1,227	32.3	1,274	31.7	
生産工場以外	修 理 工 場	13	2		10			15	40	1.1	59	1.5
	土 木 ・ 建 築 工 事	238	17		332	65		29	681	18.0	814	20.2
	交 通 機 関	8	2		47	25		2	84	2.2	127	3.2
	牧 畜 ・ 養 豚 ・ 養 鶏 場	2	2		1			11	16	0.4	25	0.6
	下 水 ・ 清 掃 事 業	3	2		3			20	28	0.7	33	0.8
	娛 楽 遊 興 ス ポ ー ツ 施 設	2	1		34	1		6	44	1.2	53	1.3
	一 般 家 庭	20	23		99			51	193	5.1	155	3.9
	鉱 業	2	1						3	0.1	2	0.1
	商 店 ・ 飲 食 店	20	9		323			61	413	10.9	487	12.1
	事 務 所	14	1		12			9	36	1.0	35	0.9
そ の 他	254	58	1	285	23		108	729	19.2	685	17.0	
不 明	35	121		26	2		111	295	7.8	269	6.7	
計	611	239	1	1,172	116	0	423	2,562	67.7	2,744	68.3	
合 計	921	338	2	1,678	188	0	662	3,789	100.0	4,018	100.0	

(3) 被害の地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,154件と最も多く、全体の30.5%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では1,935件と全体の半数以上(51.1%)に達している。このほか、準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系地域が1,031件(27.2%)、近隣商業地域、商業地域の商業系地域が506件(13.4%)となっている(表2-10-5)。

表2-10-5 被害の地域別苦情件数

被害発生地域	年度 公害の種類	平 3							平 2			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件数	構成比%	件数	構成比%
都市計画法による都市計画区域	第1種住居専用地域	37	13		58	4		35	147	3.9%	119	2.9%
	第2種住居専用地域	140	66		318	14		96	634	16.7%	659	16.4%
	住居地域	256	85	1	540	81		191	1,154	30.5%	1,232	31.0%
	小計	433	164	1	916	99		322	1,935	51.1%	2,010	50.3%
	近隣商業地域	16	9		78	10		23	136	3.6%	162	4.0%
	商業地域	52	1		231	11		75	370	9.8%	392	9.7%
	小計	68	10		309	21		98	506	13.4%	554	13.7%
	準工業地域	214	69		290	47		142	762	20.1%	854	21.3%
	工業地域	64	18		67	17		37	203	5.4%	192	4.7%
	工業専用地域	30	7		4	3		22	66	1.7%	62	1.5%
	小計	308	94		361	67		201	1,031	27.2%	1,108	27.5%
	その他	108	66	1	90	1		40	306	8.0%	335	8.3%
	計	917	334	2	1,676	188		661	3,778	99.7%	4,007	99.8%
都市計画区域以外の区域	4	4		2			1	11	0.3%	11	0.2%	
合計	921	338	2	1,678	188	0	662	3,789	100.0%	4,018	100.0%	

(4) 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らない程度のもの)が2,798件で最も多く、全体の73.8%を占め、次いで財産に対する被害254件(6.7%)、健康に対する被害222件(5.9%)となっている(表2-10-6)。

表 2-10-6 被害の種類別苦情件数

被害の種類	年度 公害の種類	平 3								平 2		
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	合 計		合 計	
		件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	
健 康		98	7		64	13		40	222	5.9%	454	11.3%
財 産		183	9	1	17	41		3	254	6.7	222	5.5
動 物 ・ 植 物		5	40		1			1	47	1.2	62	1.5
感 覚 的 ・ 心 理 的		613	265	1	1,193	112		614	2,798	73.8	3,020	75.2
そ の 他		22	17		403	22		4	468	12.4	260	6.5
合 計	件 数	921	338	2	1,678	188	0	662	3,789	-	4,018	-
	構 成 比	24.3%	8.9	0.1	44.3	4.9	-	17.5	-	100.0	-	100.0

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

2 苦情の処理状況

平成3年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決（直接処理）したものは4,347件で、取扱い件数5,741件の75.7%を占めている（表2-10-7）。

これを処理内容別にみると、府・市町村の措置又は説明に納得したのが1,197件と最も多く、全体の27.6%を占め、次いで作業の停・廃止、行為の中止497件（11.4%）、原因物質の除去等492件（11.3%）、生産工程・作業方法の改善425件（9.8%）となっている（表2-10-8）。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ表2-10-9及び表2-10-10のとおりであり、農業関係の苦情処理状況は表2-10-11のとおりである。

表 2-10-7 苦情処理件数

(単位 件)

年度	合 計	処 理 件 数						そ の 他 翌年度へ 繰 越 等
		解 決 (直接処理)	他 機 関 へ の 移 送					
			計	市町村・ 他 府 県	警 察	国 の 機 関	他 の 機 関	
平 3	5,741	4,347	106	35	8	4	59	1,288
平 2	6,070	4,714	120	48	6	4	62	1,236

表 2 - 1 0 - 8 公害苦情の直接処理内容 (平成 3 年度)

処理内容	典 型 7 公 害									典 型 7 公 害 以 外 の 苦 情	合 計	
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	計	件 数		構 成 比 %	
工場等移転	5	1		30	2			10	48		48	1.1
機械施設の移転	6	1		30				2	39	2	41	0.9
機械施設の改善	58	13		190	6			35	302	4	306	7.0
故障の修理復旧	11	14		42				14	81		81	1.9
生産工程・作業方法の改善	138	25		178	21			48	410	15	425	9.8
作業時間の変更	1	1		165	8			2	177		177	4.1
作業停止・廃止行為の中止	221	15		157	28			48	469	28	497	11.4
原因物質の除去等	31	47	2	12	1			45	138	354	492	11.3
被害者の建物等への防 止 対 策	7			2				4	13	6	19	0.4
府・市町村の措置又は説明に納得	207	106		517	68			185	1,083	114	1,197	27.6
防除機械・施設の新設	46	4		112	15			27	204	5	209	4.8
その他	152	104		279	40			158	733	122	855	19.7
合計	883	331	2	1,714	189	0		578	3,697	650	4,347	100.0

(注) 前年度からの繰越分を含む。

表 2 - 1 0 - 9 府警察機関における公害関係苦情処理状況 (平成 3 年中)

公害の種類		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	悪 臭	廃 棄 物	その他	合 計
処 理	説 論 等	23	3	5,735	30	101	105	5,997
	行政引継(通報)	7	10	15	8	81	16	137
理	措 置 不 能	1	16	761	34	39	37	888
合 計		31	29	6,511	72	221	158	7,022

注：1 「措置不能」とは、公害発生源である対象の立ち去り等によって、確認できないもの。
2 その他は、振動、地盤沈下、土壌汚染、電波障害等である。

表 2 - 1 0 - 1 0 公害関係事犯検挙状況 (平成 3 年中)

公害の種類	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	悪 臭	廃 棄 物	合 計
検 挙 件 数	0	0	0	53	53

表2-10-11 農業関係の苦情処理状況（平成3年度）

公害の種類	発生原因	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況（苦情内容）	措置
水質汚濁	六価クロム液の河川への流出	3. 8. 31	農作物	八尾市 老原他	土壌汚染及び農作物被害のおそれ	<p>現地調査したところ、メッキ工場から六価クロム液が流出し、水路から取水していた田畑に着色水が流入した。</p> <p>発生源の工場に改善命令により再発防止対策を指導するとともに、田畑の土壌分析を行った。</p> <p>この結果、土壌汚染や農作物の影響はなく、苦情者に説明を行い、納得が得られた。(4. 1. 16完結)</p>

第2 公害紛争の処理

1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、国にあっては公害等調整委員会、都道府県にあっては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争についてあっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手続きにより、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例（昭和27年大阪府条例第39号）に基づき大阪府公害審査会を設置し、現在、15名の委員により紛争の解決に当たっている。

2 紛争の処理状況

府公害審査会における平成3年度末までの公害紛争に係る調停等の受付件数は94件、終結件数は88件である。このうち平成3年度中における取扱件数は、前年度からの繰越し7件、新規受付3件の合計10件で、これらについて紛争の調停の手続きを進めてきた結果、4件が終結した(表2-10-12~13)。

表2-10-12 公害紛争の取扱状況

(平成4年3月31日現在)

年度	件数	受付件数	終結件数	翌年度への繰越件数
昭45~61		65	59	6
	62	3	4	5
	63	8	1	12
平 元		6	7	11
	2	9	13	7
	3	3	4	6
合 計		94	88	

表2-10-13 公害紛争の処理(終結)概要(平成3年度)

事 件 の 表 示	受付年月日	手続 開催 回数	終結 の 種類
	終結年月日		
平成2年(調)第3号 農業による水質汚濁等を未然に防ぐため、ゴルフ場造成工 事の中止を請求。	平 2. 5. 1	13	打切
	平 3.11.25		
平成2年(調)第7号 高速道路の車両通行による騒音・振動によって生じた家屋 損害並びに生活被害についての賠償を請求。	平 2. 8.28	9	打切
	平 3.10.28		
平成2年(調)第8号 製鋼原料工場から生じる騒音・振動についての対策を 請求。	平 2.10. 3	11	成立
	平 4. 2.21		
平成2年(調)第9号 マンション空調機械から生じる騒音・振動についての対策 を請求。	平 2.10.24	5	成立
	平 3. 5.27		